

【高槻市】業種変更 提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント等）

No.	書類名	複写	注意事項
1	登録業種変更届（測量・建設コンサルタント等）	不可	所定の様式により届出してください。
2	委任状	不可	契約等の権限を受任者に委任する場合、提出してください。※委任状の様式はありません 入札参加資格承認申請時に押印した実印と受任者印を押印してください。
3	登録証明書等	可	変更後に希望する業種が、法令上登録を要する場合、登録を受けていない業種・業務を希望することはできません。
4	現況報告書 （直前2年間分）	可	変更後に希望する業種が「建設コンサルタント」「地質調査業者」「補償コンサルタント」の登録を受けている場合、希望する業種の「直前2年分」を提出してください。 国土交通省の確認済印のあるものを提出してください。直近の現況報告書が提出できない場合は、提出可能な最新のものを提出すること。
5	実績調書	可	変更後に希望する業種の、直前2年間に完成、または着手した主な業務について、元請・下請を区別して、消費税込みの金額を記入してください。 希望業種の直前2年分の現況報告書を提出する場合、省略することができます。
6	技術者経歴書	可	変更後に希望する業種の、常時雇用（3か月以上）している正社員を記入してください。 最終学歴（学校名不要）、免許の種類、経験年数等を記入してください。 市外業者で、技術者数が30名以上となる場合は、30名までの記載でも可。
7	恒常的な雇用関係を確認できる書類 （市内業者のみ必要）	可	技術者経歴書に記入した者について、原則下記①～③のいずれかの写しを提出してください。 ①健康保険被保険者証 ※記号、番号、保険者番号、QRコードにマスキング処理（黒塗り等）を施してください。 ②雇用保険被保険者資格取得確認通知書 ③住民税特別徴収税額通知書
8	業者カード	可	参加希望業種で「土木設計」を選択した場合に限り、「土木設計」の中で希望順に2業務まで記入することができます。 変更後業種以外の項目についても、すべて記入してください。

※「5 実績調書」、「6 技術者経歴書」の書類については、高槻市の様式で求めている事項がすべて記載され、かつ高槻市で判読できない記号・コード等が使用されていない場合に限り、高槻市の様式以外による代用が可能です。